



新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。何卒本年もよろしくご指導とご鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、さくら通信は本号で157号となりました。本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすくそして楽しく発信させていただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。
平成30年元旦

株式（出資金）の贈与税・相続税優遇制度発表！！

平成30年度の税制改正案。事業承継を後押しする制度。①代表者の変更（先代⇒後継者）②後継者が株式保有継続 ③5年間事業継続 ④雇用の8割維持、等が条件である。詳細はこれからであるが、検討する価値は十分にあると思う。



(竹内)

平成30年度税制改正大綱について

新聞報道等にあるとおり、平成29年12月14日付けで、平成30年度与党税制改正大綱が公表されましたので、主な改正事項をまとめてみました。

個人所得税関係

- ① 基礎控除の引き上げ
控除額が一律10万円引き上げられる反面、所得2,500万円を超える方には不適用となります。
- ② 給与所得控除の引き下げ
控除額が一律10万円引き下げられるとともに、給与所得控除の上限額が適用される給与年収が850万円になります。上記①とあわせれば、給与年収850万円までの方には増税の影響はありません。また、子育て世帯や介護世帯には適用されません。
- ③ 公的年金控除の引き下げ
控除額が一律10万円引き下げられるとともに、年金収入が1,000万円を超える場合、控除上限が設けられます。上記①とあわせれば、ほとんどの方には増税の影響はありません。
- ④ 青色申告特別控除の引き下げ
現行65万円から55万円に引き下げられます。ただし、電子申告を行う場合などは、現行通り。
(以上は、平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税から適用になります。)

法人税関係

- ① 所得拡大促進税制の改組
雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の要件が変更され、さらに延長されます。
(平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度)
- ② 情報連携投資等の促進に関する税制の創設
一定の情報連携利活用設備の取得等をした場合、特別償却と税額控除が受けられます。
(関係法案施行の日から、平成33年3月31日まで)
- ③ 租税特別措置の適用要件の見直し
大法人が、賃上げ等の条件を満たさない場合、研究開発税制等一定の税優遇が受けられなくなります。
(平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度)
- ④ 高度省エネルギー増進設備等の取得に係る特別償却、税額控除制度の創設
(平成30年4月1日から平成32年3月31日まで)
- ⑤ 再生可能エネルギー発電設備等の取得に係る特別償却制度の創設
太陽光、風力、原子力等は対象外。(平成30年4月1日から平成32年3月31日まで)
- ⑥ 返品調整引当金の廃止(平成33年4月1日から開始する各事業年度で順次)



資産税関係

- ① 非上場株式等にかかる相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の創設
事業承継税制の適用要件が大幅に緩和されます。
- ② 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

本大綱は、今年3月の通常国会にて法案として成立することが予想されます。2月には当事務所主催の改正法セミナーを予定しておりますので、ぜひご参加ください。

(大寺)

【定年後継続雇用の社員】に適用される無期転換ルールの特例

～『第二種計画認定・変更申請書』の提出はお済ですか？～

平成30年 新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひ致します。
 今年は『平成25年4月から無期転換制度が始まります』から5年後になり、平成30年4月から無期転換の申し込みが本格化することが見込まれます。

1. 無期転換ルールの原則

- ⇒ 同じ会社で有期労働契約が通算5年を超えて
 反復更新
- ⇒ 無期転換申込権発生
- ※ 定年後引き続き雇用される有期の【定年後継続雇用の社員】も対象

2. 無期転換ルールの特例

- ⇒ 【定年後継続雇用の社員】について
- ⇒ 『第二種計画認定・変更申請書』を提出
- ⇒ 都道府県労働局長の認定
- ⇒ 定年に達した後、引き続き雇用しても、無期申込権発生しない

3. 認定申請の手続き

- (1) 『第二種計画認定・変更申請書』 2部(1部はコピー可)
- (2) 添付書類
 - ① 高齢者雇用確保措置制度が確認できる定年部分の就業規則(労基署受付印あり)
 - ② 高齢者雇用状況報告書(ハローワークに提出済の控)
 高齢者雇用推進者を選任した辞令など
 - ③ その他 措置の実施が確認できる書面

※ 注意点 **特例は認定年月日から有効**なので(提出年月日ではない・遡及してくれない)
 早めに平成30年1月中旬に提出されることをお勧めします。



【余談】 年末に鴨島町の畑でキジらしき鳥(ヤマドリ?)と遭遇。動物園でしか見たことのないような鳥でした。
 さくら通信 12月号『ボールに失礼でしょう!』を読んで、鬼退治に来たのでしょうか…

(竹内政代)

1月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>(労働基準監督署)
- 31日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満10月～12月分>(労働基準監督署)
 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
 労働保険料の納付<延納第3期分>(郵便局または銀行)
 有期事業概算保険料延納額<12～3月>の納付

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

リスマネ委員会 ～ 地震保険料控除 ～

納税者が特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを地震保険料控除といいます。その年に支払った保険料の金額に応じて、次により計算した金額が控除額となります。

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
(1)地震保険料	5万円以下	支払金額
	5万円超	5万円
(2)旧長期損害保険料	1万円以下	支払金額
	1万円超2万円以下	支払金額×1/2+5千円
	2万円超	1万5千円
(1)・(2)両方がある場合	-	(1)・(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高5万円)

(注) 一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等に基づき、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、納税者の選択により地震保険料又は旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることとなります。(国税庁より)

住民税での地震保険料控除額

区分	控除額
(1)地震保険料	支払った地震保険料の合計額の1/2(25,000円を限度)
(2)旧長期損害保険料	ア 支払額 ≤ 5,000円 → 支払額全額
	イ 5,001円 ≤ 支払額 ≤ 15,000円 → 支払額 × 1/2 + 2,500円
	ウ 15,001円 ≤ 支払額 → 10,000円
(1)・(2)両方がある場合	(1)(2)の合計額(25,000円を限度) * 1つの契約に地震保険料と長期損害保険料の2つがある場合はどちらか選択

(さくらビジネ)

資産税係 ～ 相続税の延納と物納はほとんど使えない？ ～

相続税は申告期限(相続発生後 10 カ月以内)までに、原則は金銭で一括納付しなければなりません。しかし、相続財産のほとんどが土地などの場合には、納税資金が足りないということもあります。

延納(最長 20 年の分割納付)や物納(相続で取得した財産そのものを納める方法)という言葉聞いたことがある方は、「納税資金が足りなければ、延納や物納すればいい。」と思われるかもしれませんが。

しかし、これらの方法が実際には使いづらいということあまり知られていません。延納や物納は、相続財産および納税者固有の財産に、相続税分の現金及び換金容易な財産がない場合にしか利用できない制度です。また、延納でも相続税を完納できない場合には、延納でも納付困難な部分の税額についてのみ物納が認められます。税務署に『金銭納付を困難とする理由書』を提出し、生活保護に近い生活水準の生活費だけを手元に残して納付に充てることになります。また、延納した場合に利子税を支払う必要がありますが、金融機関から借入をした方が、利率が低いことが多いと思います。

国税庁発表によると、平成 28 年度の物納申請は全国でたった 140 件です。いかにハードルが高いかお分かりになると思います。やはり事前に、相続税の納税資金がどのくらい必要なのかを試算し、生命保険などを活用して納税資金を準備しておくことが大切だと思います。(坂田)

会計制度 ～ 会計監査③ 会計監査に要する時間 ～

2017 年 12 月 8 日に、日本公認会計士協会から「十分な期末監査期間の確保について」というプレスリリースが発表されました。

詳しい内容についてはここでは触れませんが、監査の時間が十分に確保できなければ監査の品質が低下してしまうことから、監査を受ける会社に対して期末監査時間の確保をお願いするため、このリリースを発表したようです(もちろん、会計士協会は以前から会計士側に時間を確保するように要請してきています)。

ところで、期末の会計監査にはどの程度の時間が割かれているのでしょうか。私の経験から言うと、3 月決算の上場会社では概ね以下のようなスケジュールでした。

日程	内容	備考
4 月 10 日前後から約 2 週間	単体決算監査	会社の決算が固まってから着手
4 月 20 日前後から約 1 週間	連結決算監査	単体監査と同時並行で行います
4 月下旬から 5 月上旬	決算短信チェック	決算短信は会計監査の対象外なのですが、多くの監査法人はチェックをしていると思われます
5 月中旬	監査報告書提出	

なお、子会社の監査報告書も同時期に提出することになるため、通常は複数の法人を同時並行で監査していくことになります。

おそらく、他の上場会社の期末監査も似たようなスケジュールで行われていると思われるのですが、売上高が何兆円にもなる超巨大企業についても、実質 1 か月程度の時間で監査を行われなければならないため、時間的な余裕はまったく無いように思われます。もちろん、時間的制約があったとしても間違った監査意見を述べてしまうことは許されないのですが、十分な時間の確保という問題は、会計士、監査を受ける会社ともに検討していくことが必要ではないかと感じております。(孝志洋)

建設係 ～ 住民税の特別徴収の案内 ～

平成 27 年度より入札参加資格の認定要件として、「住民税の特別徴収」を実施していることが必要となることは例年お伝え致しておりますが、徳島県と県内全市町村については、個人住民税の特別徴収の徹底の為、平成 31 年度から原則すべての事業主の皆様には従業員の個人住民税の特別徴収が必要となります。

現在「普通徴収」の事業者の方は十分にご注意ください。詳しい手続きにつきましては当事務所までご相談ください。

特別徴収に関する Q & A

Q1 従業員から普通徴収にしてほしいって言われているのですが？

A1 所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないことになっています。従業員個々の希望により普通徴収を選択することができる制度ではありません。

Q2 特別徴収のメリットは？

A2 毎月の給料から天引きされるため従業員の方が納期ごとに金融機関へ行く手間が省けるうえ、納付忘れがなくなります。

(天羽)

医療係 ～ 医療費控除 ～

新年を迎え、そろそろ確定申告の準備をされる方も多いと思いますが、医療費を年間 10 万円以上支払っていないと「医療費控除」で所得税・住民税を軽減出来ないと思いませんか？実は、年間 10 万円未満の医療費でも医療費控除を利用することが出来ます。そもそも、医療費控除の対象となる金額は以下の計算式で算出します。

(実際に支払った医療費の合計額 - A の金額) - B の金額

A 保険金などで補填される金額

B 「10 万円」と「総所得金額の 5%」のいずれか少ない方の金額

そうすると、総所得金額が 200 万円未満(給与収入だと 311 万円未満)の人であれば、医療費が 10 万円未満でも医療費控除を受けることが出来るのです。

さらに、今年から「セルフメディケーション税制」(さくら通信平成 29 年 4 月号既報)もスタートしていますので、まずは、医療費の領収書を整理するところから始めてみてはいかがでしょうか。(後藤)

- | | | |
|--|--|--|
| <p>1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
(1) 提出期限…
本年最初の給与支払日の前日
(2) 提出先…給与の支払者(所轄税務署長)</p> <p>2 支払調書の提出 提出期限…1月31日</p> <p>3 源泉徴収票の交付
(1) 交付期限…1月31日
(2) 交付先… ①所轄税務署長 ②受給者</p> <p>4 固定資産税の償却資産に関する申告
申告期限…1月31日</p> <p>5 個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)
納期限…1月中において市町村の条例で定める日</p> | <p>6 29年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付)</p> <p>7 29年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税) 申告期限…1月31日</p> <p>8 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日</p> <p>9 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日</p> <p>10 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) 申告期限…1月31日</p> | <p>11 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日</p> <p>12 消費税の年税額が4800万円超の10月、11月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分)消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日</p> <p>13 給与支払報告書の提出
(1) 提出期限…1月31日
(2) 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
(3) 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長</p> |
|--|--|--|



本年も、皆様のご希望に1歩でも近づけるよう、精一杯頑張っていきたいと思っております。さて、2018年1月号ということで、毎年恒例の「今年の目標」を掲載しました。ぜひ、ご覧ください。(山崎)

謹んで新春のお慶びを申し上げます

パーティーを! (PAR課長)

元気でがんばる (KH)

J2優勝 J1昇格 (ぼんぼん)

勤続27年目にして10年勤続旅行へ行く。

(ふなっし〜)

自己投資 (くまもん)

ダイエット (N)

OBを減らす (たかし)

高野山へお参りに行く!! (やまさ)

やりたいことリストの完全制覇 (ごっち)

二回戦突破 (O)

朝活する(はらだ)

健康第一 (N)

運動をする(M)

猫背をなおす (Y)

3周目完全制覇 (モイ吉)

整理整頓 (M)

貯金 (I)

即決速攻 (T)

生き抜く。(ぶっさん)

自分の時間を作る (どかべんの妹)

スポーツを始めたい (M. S)

骨を強くする (AM)

健康第一 (Y. O)

健康に過ごす (まっ)

心技体のバランスを整える (大寺)

家内安全 (S)

公私ともに充実した生活を送る(うえだ)

心身調和 (H2)

もう一度舞台へ (K)

ゴルフで80台を出して、I課長とT部長に
キャン言わせる! (あもう)

10年勤続旅行へ行く

(こんぴー)

家族旅行をする (H)

自分のリズムを確立する (F)

5kg減 (T)



黙々と仕事 (億)

ひとつでも多くの知識を吸収する。(O. H)

動く (社保☆)

強い子に育てる! (R)

まっちょ (TM)



年末年始休暇のご案内

12月29日(金)から1月3日(水)まで

年末年始休暇とさせていただきます。
ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

改正法セミナーのご案内

下記の日程で研修会を開催いたします。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。(要予約)

◆日 時：平成30年2月15日(木) ◆場 所：徳島県教育会館

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容は万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
株さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181